の分野に限定して課すのも合理的だ。

第一章 主権者または国家の支出(五)

第三部 公共事業・公共機関の支出 (二)

社会の商業を円滑にするための公共事業・諸機関(二)

そもそも通商を海賊や略奪から守るために始まったのであれば、 野に関わる相手国との輸出入貨物に一定率の特別関税を課す方法が考えられる。 商全体に広く賦課するのが妥当であるのと同様、 特定の取引分野の保護に伴う一時的費用は、その分野に対する課税で賄うのが筋 具体策としては、 参入時に少額の負担金を課す方法、 特定分野の保護に要する追加費用をそ または公平を期すため当該 通商全体の保護費を通 関税 であ が

ある。 の産業や分野の保護も通商保護の一 そのため、一般的な関税の徴収・配分は一貫して行政に委ねられてきた。同様に、 通商の保護は国家防衛の一部と長く見なされ、行政が担う当然の役割とされてきた。 各国が首尾一貫していれば、 部である以上、本来は行政の任務に含まれるべきで その目的で課す個別関税の管理や使途の決定も行政

限 は の の 一 裁量に委ねられただろう。ところが実際には一貫性を欠き、多くの欧州 特定の商社や商 部を自らの手に引き寄せてきた。 人団体が巧みに立法府を動 かし、 本来は統治者の職務と不可分な権 の商業国

で

でも、 幅 的 み、 各構成員が自己資金・自己責任で取引する形態を規約会社という。 設期には特定分野の立ち上げやいくつかの交易路の開拓に一定の貢献をした。 と判断した性質の交易・商業上の試みの一部を、 を狭め、 に見ると、 共同資本を設けず、 これらの会社は、 出資比率に応じて利益と損失を分け合う形態を共同出資会社という。 独占的特権が与えられる場合もあれば、 囲い込みによって活動を制限し、 次第に重荷か無用 政府が用心深さゆえに踏み出せず、国家として賢明とは言 所定の入会金を納め規約の遵守に同意した希望者の加入を認め、 の存在となり、 かえって商取引の道を閉ざしてしまった。 与えられない場合もある。 取引の運営を誤って混乱を招き、 自費で引き受けて試行錯誤を重ね、 共同資本で事業を営 61 ずれ だが長期 いがたい 取引 の類型 創 の

組

規約会社は、

同様に、多くの国や場面で、規約会社の管轄する対外取引には会員でなければ自国民は

|織とみなせる。都市で商業や手工業を法人として営むのにまず組合加入が必要なのと

欧州の都市に広く見られる同業組合にきわめて近く、その拡大型

一の独占

3

西

部

の毛織物業者や自由貿易商らが、

同社を貿易を狭め国内製造業を圧迫する独占者だ

罰 期 量 合法的に関与できない。 金が免除されるか、 の 規約会社では徒弟 すなわち取る 引の大半を自分たちや縁故にどれほど囲 きわめて小さな負担で会員資格が与えられた。 の扱い 独占の度合いは、 は他の組合と同様で、 入会条件の厳しさに 定期 ſ, 簡 込め の徒弟奉公を終えた者には、 1加え、 るかによって決まる。 法の 取締役の権限と裁 抑 制 が 働 か な 初

るに足らない小さな存在にとどまる。 現在、 英国で現存する対外貿易の規約会社には、 由緒あるマーチャント・ アドベンチ

過重な規則を次々と積み上げ、

(V

かぎり、組合特有の閉鎖性は規約会社にも及ぶ。放置すれば競争相手を減らすため

法律で抑え込めば今度は規約会社の有用性が失わ

れ

取に

ル ヤ コ会社、アフリカ会社がある。 ラーズ会社 (通称ハンブルク会社) のほか、 ロシア会社、 イーストランド会社

相 わ 権 め 限 が 現在のハンブルク会社は入会条件が が て圧迫的だったという。 異なり、 な 61 か、 十七世紀半ばには入会金が五十ポンド、時には百ポンドに達し、 あっても少なくとも近年は行使してい 一六四三年、 ~緩く、 一六四五年、 取締役会にも貿易に な 一六六一年には、 13 とされ る。 重 61 だ 制 が、 限 イングランド や規 か 運営は つて 則 を課 は 様 す

ジ この種の会社は、露骨に抑圧的でなくとも実質的に有益ではなく、規約会社に与え得る 象から外した。これら二法の背景には、 同時にバルト海南岸のスウェーデン、デンマーク、ノルウェーを各社の独占的勅許 十年および第十一年法 最大の賛辞は「無用」であり、現存する三社はいずれもその評価に値する。 な経営が当時の勅許地域向け貿易の低迷の一因だと指摘していた。 治世第二十五年法(第七章)はイーストランド会社の入会金を四十シリングに引き下げ、 として議会に訴え、これが議会法の制定を促し、会社は是正を迫られた可能性 ョサイア・チャイル卿は両社および 少なくとも目立った苦情は伝わっていない。 (第六章)はロシア会社の入会金を五ポンドに、チャールズ二世 ハンブルク会社を過度に抑圧的だと批判し、 両社の運営実態があったとみられる。 さらに、 ウィリアム三世治世! もっとも、 以前 今日では が高 拙 から .の対

居住者に偏った。さらに、 ドン港発であったため、取引は費用の高い同港に縛られ、実務もロンドンとその近郊 内規により、 十六歳以上が五十ポンドで、 英国製品のトル ロンドンから二十マイル以内に住みながら市民資格(フリー 会員資格は純粋な商人に限られ小売商は排 コ向け輸出は会社指定船に限られ、 その船はいずれ 除されてい

つてトルコ会社(レヴァント会社)の入会金は、二十六歳未満が二十五ポンド、二

内

- 規は、

新規参入の

抑制を主眼とし、

す

Ź

利幅

の最大化を図るため、

輸出入双方の市場を意図的に品薄に保とうとするのが

高額な入会金に限らず多様な仕掛けで競

争

を制

限

訴

を

禁制 ず、 許 が 埋 考える会員七名は、 に認めた。 コ } 二十ポンドに引き下げ、 した。 (継承) の英国大使 ル コ貨物 これを受け、 積 のちに明らか 品を除く英国貨物 の 他 載 へ上訴 順 な ただし一 の 内規の恣意を抑えるため、 序や の輸 希望者は い者は入会できず、 領事 出帆 でき、 入を、 ジョー 年 になっても救済できない場合がある。 とい その制定後十二カ月以内に通 Ö 時期 申 施 関 正当な権限と適法に制定された会社内規 のグレートブリテン各港からト ・う期間 商人限定やロンドン市フリーメン限定などの資格制限 税等 · ジ ニ は取 行前 込みが遅い」 一世治世第二十六年法第十八章は、 の 締 からある内規につい これらの条件と相まって非フリー では、 役の裁量で決まり、 一般税および会社経費のた ある内に 法施行後に制定された新内規で不利益を受けたと として容易に退けられ、 .規の害が大会社の全会員に十分 ても施行日から十二カ月以内 商植民地委員会(のちに枢密院委員会 自分や縁故の貨物を優先 ルコ そもそも規約会社や他 諸港 めの 特別 入会金を年齢 会社は苛烈な独 \sim の輸出 の メンはほぼ締 服従を条件に、 賦 課 ٤ 0 納 付、 不 問 して に 禁 を撤 の 行 の上 制 占 出 き渡 在 で 法 で 船

万人

な

 \vdash

ル

され

傾

律

倉

を

諸目的で徴収する賦課金だけでも、 維持すべきものであり、 社は大使一名と領事二、三名の費用を拠出しているが、こうした公的使節は本来国家が 定の開放は進んだものの、 効な手段だが、 り得る。 む者はともかく、 本来、 彼らはしばしば阻まれる。 単発の投機的航海を試みる商人を退けるには十分だろう。 時折現れる投機的挑戦者の競争こそが利潤を適正水準に抑える最も有 貿易は国王陛下の全臣民に全面開放されるべきである。 トルコ貿易がなお自由とは言い難いという見方は根強 国家がこれらの使節を賄うには十分以上の原資とな 二十ポンドという入会金も、 継続参入を見込 法改正 会社 が 同

縮 共同出資会社の取締役は共同資本からの収益配分のみを受け、会社の一般取引と切り離 や守備隊に守られる「会社全体の一般取引」 会社の取締役は共通資本を運用せず、 であると指摘する。 交易地での要塞や守備隊の維持には関わらず、その役割を担ってきたのは共同出資会社 めば競争は弱まり、 ョサイア・チャイルド卿は、 規制会社がこの任務に向かない理由は主に二つある。 彼らにとっては私貿易で安く仕入れ高く売る余地が広がる。 規制会社は公使の後援にはしばしば関与してきたが、 各自の私貿易で利益を得る立場にあるため、 の繁栄と利害が一致しにくい。 第一に、 般取引が 他方、 要塞 規制

である。

に

可

能な限り心を配り、

その責務を果たすよう求めた。

され 備 隊 の た私貿易の 維持 が自らの 利害を持たない。 利益 血に直結が し、 ゆえに、 継続的 会社全体の繁栄と、 かつ慎重に注意を払う傾向 それを保障する要塞や守 が 強 , , 第二に、

補 社 行に移す力で劣る。 金や賦課金といった臨時の収入しか原資がない。そのため、たとえ関心が同じでも、 共 修 同 の性格と能力に適っているが、 出 維持に適切に投じることができるのに対し、 資会社は常に大きな共同資本を管理しており、 このように、 要塞や守備隊の維持のような重 比較的手間が少なく費用も軽 規制会社には共通資本がなく、 その一部を要塞や守備 61 い任務 公使の後援 には、 は、 向 隊 か の 規制 建設 な 61 実 会

0

抑 ブ 至る各地に点在する英国の堡塁と守備隊の維持管理であったが、 人会社が規制会社として設立された。) 圧的 世二十三年法第三章) ル ョサイア・チャイルド卿の時代から長い年月を経て、 1 ・独占的傾向を実効的 ジ ユ から喜望峰 は二つの目的を掲げ、 までの範囲 に抑え、 に限定された。 設立当初の任務は、 第二に、 彼らが軽視 第一に、 この会社を設立した法律 規制会社の取 ケープ・ブランから喜望峰 一七五〇年、 しがちな堡塁と守備隊 のちにその対象 締役にあり アフリカ貿易商 ジジ の維 は が 3 ちな 1 ケー 持 ジ iċ

装備 てい 領を同社に帰属させたが、翌年のジョージ三世第五年法第四十四章は、 実際にはそうはならなかった。 記・代理人の給与、ロンドン事務所の家賃、国内での管理・委託・仲介に充て、残りは 属領に加え、 会には、 えで、当初は通商植民地委員会が、のちには枢密院の委員会が行うことができた。委員 三人ずつ選出された。委員の連続在任期間は最長三年で、解任は弁明の機会を与えたう 成る委員会が担い、その委員はロンドン、ブリストル、リヴァプールの各都市から毎年 も自由に行う貿易を妨げてはならなかった。 社印を用いた借り入れもできた。ただし、加入料を納めた英国臣民が世界のどこからで 加 の職務 た一方、 | 入料の上限は四十シリングとされ、会社は法人として共同出資の形で取引を行 の輸出は認められた。会社が受け取る資金のうち、八百ポンドまでは三都市 アフリカからの奴隷輸出およびアフリカ産品の大ブリテンへの輸入が禁じられ への報酬として分配できた。こうした枠組みは独占を抑える狙いだったが、 南バルバリーのサレー港からルージュ岬までの沿岸を同社の管轄から外し 要塞と守備隊の維持に必要な範囲に限って、 ジョージ三世第四年法第二十章はセネガ 運営は、 ロンドンに集まる九人の委員から 英国からアフリカへの物資や セネガルとその ル要塞とその属 の書

て王冠帰属とし、

当該貿易を臣民一般に自由化した。会社が貿易を抑制し不当な独占を

直接

の利害がない業務に恒常的に細心の注意を払わせる動機になりにくい。

委員会は

設 が 配けた疑 -院討 か 議録 に いが背景にあったとみられるもの て可能が にはその だっ 種 たのか の非難が は、 が記され なお判然としない。 てい る。 の、 九人の委員はいずれも商 ジョー 必ずしも信頼できない ジ二世第二十三年令のもとでそれ 人で、 印 開され

管轄権 将校が 強 は 持の適正コストに通じていたとも言いがたい。 て 会社資金の明白 0 居留地の総督や支配人は彼らに従属していたため、 得る最も重い 13 取引を優遇し、実質的な独占が生まれた可能性は否定できな のちに議会へ回った。 第二の目的である砦と守備隊の維持には、 関心を払ったとは考えにくく、法曹出身のカーシター 現地を点検して本部に報告することはできたが、 も是正命令権もなく、 委員会は毎年、 処分は、 な流用がないかぎりそれ以上はなかった。 任期三年で報酬も乏しい しか 大蔵省会計法廷の そもそも艦長が築城学に通じてい Ļ 数百万ポンド規模の支出すら見落とす議会がこ カー 議会は毎年おおむね一万三千ポンドを充 国王海軍の艦長や、 シター 、その職 後者が前者の委託貨物や仲 本部には委員会に対する直 バ からの解任にとどまり、 この程度の懲罰では、 口 バ ンに決算を示し、 ・る保証、 ロンが要塞建設や駐屯維 海軍本部が任 b な , , その報 介手数料 各要塞や 委員に科 当人に 公金や 命 接 した 額 た 15

は 備 別 別 盟者であるスペ や永続的喪失の公算が大きいとしても、 理してきた。 な同盟 61 の うのである。 海で劣化した粗悪品で壁を補っ ギニア海岸のケープ・コー 考えがたい。 に対し、 『拠出を認めてい 一隊は地中海交易の保護を目的とし、 の統治形態に う当初 もっとも、 で結びつけただけだった可能性 同岬以南 0 ル 目的に不可欠だったとは言い難く、 領域の広がりは行政府 2置か イン国王を遠ざけ、 費用のかさむこれらの守備隊が、 実際、 ージュ たにもかかわらず、 れていた。 の施設は、 両守備隊が軽視されたことはなく、 岬以北の砦と守備隊は国家費で維持され行政府の直轄下にあった スト城の修繕をめぐり非難を受けている。 その理· 国家が少なくとも一部を負担していたにもかかわらず、 たため、 ブル の威信の源泉であり、 が高 当然のことながら、 イングランド本国 由は見当たらない。 その責を行政府の怠慢に帰する論は見当たらな 結果として基礎からの造り直しを招い ボン家の二大分枝を血縁以上に緊密か そもそもスペイン王権 その帰結は、 かられんがや石材を送り、 ミノルカが二度奪われ、 当初から一貫して行政 その防衛をおろそかにすると ジブラルタルとミノルカ 1 ングランド 議会が繰り返し特 から の自然な同 の切り離 つ恒久的 た、 府 の守 と 長 が管 ま

王 室勅許や議会法にもとづいて設立される会社は、 登録会社とも、 また私的な合名

共同 事 業体とも、 制度や運営の面で多くの違い がある。

合名会社では、 会社の承認がない かぎり社員は持分を他 人に譲渡 できず、

新

さずに株式を第三者へ譲渡でき、 式会社では、 資本における自己の持分に相当する金銭の支払いを会社に請求できる。 たな社員を加えることもできない。 株主は会社に株式の払戻しを求めることはできない一方、 その結果として新たな株主が生まれる。 もっとも、 所定の予告期間を置けば脱退でき、 会社の承認を要 これに対し、 株式 共同 株

常に 市場価格で決まり、 会社の帳簿価額と一致するとは限 らず、 高くも低くもなり得る。

私的な合名会社・共同事業・共同経営体では、

会社の債務

(会社が締結

した

の

価

値

は

第二に、

契約に基づくものを含む)について、 共同経営者や構成員が自らの全財産をもって連帯 すなわち

自己の持分に相当する範囲に限定される。 して責任を負う。これに対し、株式会社では株主の責任は保有株式の出資額、

出さず、 それでも、 株式会社の業務は常に取締役会が統括し、 取締役が相当と判断する半年ごとまたは年一回の配当を受け取るにとどまる。 株主の大半は会社 の業務に通じておらず、 その多くは株主総会の監督 派閥争いでも起きない 置 かぎり口

下に

か

れ

11 責任が一定額に限られる仕組みは、合名会社のような私的組織では決して私財を危険に

章典 を配るのは主人の体面にそぐわない」として注意を怠る口実を得やすい。このため、 え、 営業資本が集まりやすい。 独占権を与えられてい お がなければ成功はまれで、特権があっても失敗はしばしば起こり、 を営む株式会社は、 うした会社の経営には程度の差こそあれ怠慢と浪費がつきまとい、 うほど入念で切実な警戒は期待しにくい。富裕者の執事にたとえれば、「小事にまで気 分の資金ではなく他人の資金を預かる立場にあり、合名会社の当事者が自分の資金 さらさない層の投資も呼び込み、その結果、 許 むね取引の管理を誤り、特権がある場合は管理を誤るうえ取引の幅まで狭めてしまう。 後に設立されるアフリカ商 イングランド銀行の資本金は現在千七十八万ポンドである。 0 は議会法の承認を受けていない。 制定にともない 議会法で裏づけられた独占権を保持し、合同東インド会社も同様に議会の承認 私的な冒険商人との競争に太刀打ちできないことが多い。 、たが、 交易は国王の臣民に開放された。ハドソン湾会社も同様 南海会社の営業資本はある時期に三千三百八十万ポ その勅許は議会法で追認されず、名誉革命後ほどなく権 人会社の前身である王立アフリカ会社は、 これに対し、南海会社は交易会社として存続 この種の会社には合名会社を上回る巨 とはいえ、 特権がない 結果として対外貿易 勅許にもとづく 取締役は自 場合は 独占特権 ンドを超 独占 に払 額 利

あ

だ、

13

た特許状を掲げていた。

を得た。

めた。 人数と債権額 と信用の下落は止まらなかった。 て排除し続けたが、 割の 王立アフリカ会社 一七三〇年には経営が行き詰まり、 関税が課され、 の双方で三分の二の同意があれば、 は権 結 その税収は同社の要塞と守備隊の維持に充てられたものの、 菺 は競 利章典後もしばらく 争 に耐えられなかった。 一七一二年には負債が膨らみ、 設立目的でもあった要塞と守備隊 ò あ その合意で全債権者を拘束できると定 1, だ、 民間 六九八年には民間取引 の 盲 議会は特別法によって、 険 商人を不法参入とし の維 の大半に 持 資産

が

木

料の が、 岸で買い付けた奴隷はアメリカ 難となったため、 た。 L した。一七三二年には西インド諸島向けの黒人奴隷輸送で損失が続いたため撤退し、 なお、 いずれも失敗し、 議会法で解散となり、 取引に転じたが、 同社 の設立以前にもアフリ 以後は最終解散に至るまで、 V 2 事業を絞っても業績は上向 ずれも議会の追認のないまま独占を与えるものと受け止められ 要塞と守備隊は当 向けの民間商人に売却、 カ貿易の合同資本会社が三 蒔 議会が維持費として年一 o) アフリ かなか カ貿易 ~った。 従業員は内陸 結局、 商 社相次い 人規制会社 一の金砂 同 万ポ 社は で設けら 事 に移管され ンドを拠 象牙 実上 れた 破 染 海 出 綻

届い 述 きくは上回らず、上回ってもわずかだと論じている。 が、 者に分かれており、 有 冒険商人には及びがたく、これなくしては同湾での交易は成り立たなかった。資本は 古 量を吸収するには十分であったため、 よそ十一万ポンドで、 などの積み荷はあらかじめ整えることができ、この事前準備という優位は長らく私人の どにすぎなかった。 な立場に 無に 有 先 ていた。以上を踏まえれば、 の の危険と費用を正当に織り込めば、 の著者アンダー その利潤 かかわらず実質的な独占が続いた。 戦争で打撃を受ける以前、 にあり、 は故ドブズ氏の主張ほどではなかった。『商業の起源 必要経費も少なく、 少人数の共同出資会社は私的な共同経営に近く、 海氷のため船の滞在は最長でも六~八週間に限られていたが、 ソン氏は、 勅許の及ぶ広大だが貧しい地域における交易と余剰産品 ドブズ氏自身が示した数年分の輸出 戦前に同社が相応の成功を収めたのは不思議ではな ハドソン湾会社は王立アフリカ会社よりはるかに 各居留地 当地 利潤は羨むほどではなく、 しかも、 で同社に挑む民間商 *ر* رُ わゆる砦)の人員も総計で百二十 この中規模の資本はごく少数 【人は現り の 通常の商業利潤を大 入の数値 監督も管理も 歷史的 れず、 |を検 法的 年代 のほ 証 権 に有利 毛皮 所 人ほ 順 利 ぼ

全 お

0

叙